

先着順売払公告

次のとおり公社保有地を先着順により売払います。

なお、当該物件はすでに一般競争入札を実施したが売払相手方が決まらなかったために、先着順により売払うものです。

平成 30 年 7 月 2 日

愛知県住宅供給公社
理事長 伊藤 輝明

1 売払物件

| 所 在 | 地 番 | 土 地 | | 売 払 価 格 |
|-----------------------|------------|-------------------|---|--------------|
| | | 現 況 地 目 (公簿地目) | 実 測 面 積 (公簿面積) | |
| 名古屋市天白区天白町 大字平針字黒石 | 2845 番 408 | 山林 (宅地) | 1,427.63 m ² (1,427.63 m ²) | 15,560,000 円 |

※ 現況有姿での引き渡しとなります。

※ 対象数量は、物件調書に記載された実測数量で行います。

2 売払を申請するための資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからカに該当しない法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)であること。

ア 法人等の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいる法人等

イ 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 法人等の役員等又は使用人が、前各項のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用する

などしている法人等

なお、売払相手方の決定に先立ち、(2)に該当するか否かの確認のため、公社保有地売払申請書の内容(役職名・氏名・生年月日・住所)について、愛知県警察本部に照会することがあります。

3 先着順受付公社保有地売却のしおりの交付場所及び期間

- (1) 場 所 愛知県住宅供給公社 総務企画課 経営企画室(愛知県住宅供給公社ビル 4F)
- (2) 期 間 平成 30 年 7 月 2 日(月)から平成 31 年 2 月 28 日(木)までの午前 9 時から午後 5 時まで
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。)

4 申請受付場所及び期間

- (1) 場 所 愛知県住宅供給公社 総務企画課 経営企画室 (愛知県住宅供給公社ビル4F)
- (2) 期 間 平成 30 年 7 月 10 日(火)から平成 31 年 2 月 28 日(木)までの午前 9 時から午後 5 時まで
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。)

5 申請受付に必要な書類

申請者は、公社保有地売払申請書(様式第1)及び誓約書(様式第3)を提出してください。

なお、代理人により申請するときは、必ず委任状(様式第2)を提出してください。ただし、同一物件において 1 人で 2 人以上の代理又は、申請人と他の代理人を兼ねることはできません。

6 現地確認

申請に先立ち、現地にて物件を確認して下さい。(現地説明を希望される方は日時を調整のうえ、現地説明を実施します。)

現地は、ネットフェンスで囲まれた山林で高低差があり、急傾斜地になっておりますので、隣接地からの境界標等の確認となります。

近隣には、駐車場がありませんので、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

なお、現地を確認される場合は、みだりに隣接地に立ち入ったり、フェンス等の工作物を傷つけたり、違法・迷惑駐車を行うなど、周辺の住民の方のご迷惑になるような行為をなさらないようご配慮ください。

7 売払相手方の決定方法

買受けを希望される方は、公社保有地売払申請書等に必要事項を記載し、実印を押印のうえ、必要書類を添付して持参することとし、先着 1 名に限り受理します。(郵送では受け付けません。)

また、申請にあたっては、申請前までに現地にて物件を確認することとし、必要な添付書類がない場合や現地を確認していない場合は受理しません。

なお、同日に申請書を持参したものが複数いる場合は、後日抽選により売払い相手方を決定します。

8 契約締結時期及び契約保証金

- (1) 売払相手方に決定した者は、決定日の翌日から 15 日以内に売買契約を締結しなければなりません。
- (2) 契約保証金として売買契約締結時までに、公社が指定する口座に申請者名で契約金額の 100 分の

10 以上納入してください。

指定口座への振り込みについては、公社指定の振込用紙を事前に配布しますのでお尋ねください。

なお、契約締結日に、契約保証金振込済の振込受付書（契約締結日までの金融機関の領収印を押印したもの。）をご持参ください。

9 契約書の作成の要否 要

10 売払相手方の無効 本公告第2条に該当する者は、無効とします。

11 代金支払方法 口座振込みによる一括納入とします。

12 用途等の制限

買受者は、土地売買契約締結の日から5年間、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

13 土地の引渡し

- (1) 売買物件は、売買代金を完納した日(所有権が移転したとき)に引き渡したものとします。
- (2) 所有権移転登記については、登記簿数量(公簿地積)で行います。
- (3) 売買物件は、現況有姿での引渡しとなります。したがって当該地上のすべての工作物(フェンス、擁壁等)及び樹木等を含むものとします。
- (4) 売買物件に越境物がある場合についても、現況有姿での引渡しとなります。処理については、当公社は関与しませんので、相隣関係で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。
- (5) 売買物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。売買物件の地表及び地下に、建物工作物等の基礎部分その他埋設物があった場合の撤去及び処分等が必要な場合は、購入された方が自己負担により行ってください。地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様です。
- (6) 隣接地との境界標は、原則として設置済みです。境界確定の方法については、隣接土地所有者との立会いによっています。隣接土地所有者との立会いは、当公社へ所有権が移転してから売買物件とするまでの間に行っておりますが、その後、売買等により隣接土地所有者が変わった場合は、再度立会いは行っていません。
- (7) 境界標は、コンクリート杭、金属標等により設置されていますが、現状のままでの引渡しになります。境界標の補修や打ち直しは行いません。
- (8) 隣接土地所有者との境界立会書等については、契約時に原本を1通お渡しします。

14 公租公課の負担

土地に賦課される公租公課については、売買物件の引渡し日(売買代金を完納した日)の属する年の翌年

から買受者が負担するものとします。

なお、不動産を取得した場合の取得者に対して課せられる公租公課については、売買代金とは別に全額買受者の負担となります。

15 その他

- (1) 買受けを希望される方は、本しおり及び土地売買契約書(案)並びに物件調書等を熟読のうえで申込みをしてください。
- (2) 対象数量は、物件調書に記載された実測数量で行います。
- (3) 申請者は、申請後、本公告、土地売買契約書(案)及び物件調書、物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- (4) 各種供給施設(電気・ガス・上下水道等)の引き込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱、街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置などの手続き及び費用は購入された方の負担となります。
詳細については、あらかじめご自身で関係企業者及び関係行政機関に照会するなど十分確認ください。
なお、購入後、開発の工事などを行う際は、各種法令等の規制を遵守し近隣住民へ配慮してください。
- (5) 売買物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので入札に参加される方の計画に見合った利用の可否について、あらかじめご自身で関係機関に照会するなどして十分確認を行ってください。
- (6) 契約締結後、売買物件に隠れたかしのあることを発見しても、かしの修補、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することはできません。
公社として知り得ない地下埋設物が発見された場合等は、隠れたかしに該当し、撤去等責任を負うことはできませんのであらかじめご承知おきください。(なお、契約者が消費者契約法第2条第1項に定める「消費者」に該当する場合はこの限りではありません。)

16 先着順による売却の停止

申請受付期間中に、売払相手方が決定しなかった場合、先着順による売却を停止します。

17 問い合わせ先

愛知県住宅供給公社 総務企画課 経営企画室

名古屋市中区丸の内三丁目19番30号(愛知県住宅供給公社ビル4F)

郵便番号 460-8566 電話 (052)954-1346